

一房のぶどう



第34号

平成27年5月31日 編集・発行／あきる野市教育委員会
〒197-0814 あきる野市二宮350 ☎042(558)1111(代)

「あきる野市いじめ防止対策推進条例」 が制定されました！

あきる野市教育委員会は、これまで 「いじめ撲滅三原則」 を合言葉に、市内の全小・中学校でいじめ対策を積極的に進めて参りました。

この度、あきる野市は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、あきる野市立学校に通う全ての児童・生徒が、今後、いじめの加害者となったり、いじめで苦しんだりするがないようにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「あきる野市いじめ防止対策推進条例」を平成27年3月30日に制定しました。

いじめ撲滅三原則

- 一、するを許さず。
- 二、されるを責めず。
- 三、いじめに第三者なし。

あきる野市教育委員会
教育長 宮林

